

予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和6年9月18日(水) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く委員17名
4. 委員外出席委員 南野議長
5. 早退委員 中平委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・釵物次長
8. 協議事項
9月定例会本会議(9月13日)から付託された事件(議案1件)
9. 傍聴者1名

会議の概要

- ・ 開会 午前9時30分 閉会 午後12時9分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和6年9月18日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

釵 物 伸 次

— 開会 9:30 —

吉津委員長 皆さん、おはようございます。本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案について、審査を行います。議案第 2 号「令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。審査は、歳入・歳出予算を一括して、別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。はじめに、日置支所及び油谷支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

日置支所長 おはようございます。それでは、日置支所所管の補正予算につきまして補足説明いたします。補正予算に関する説明書 30・31 ページ第 2 款「総務費」第 1 項「総務管理費」第 12 目「日置支所費」事業コード 900「日置所費」の 4 万円につきましては、郵券料の値上げにより郵券料の予算不足が見込まれるため、通信運搬費を増額補正するものでございます。

油谷支所長 おはようございます。油谷支所所管の補正予算につきましては、補正予算書 30・31 ページ第 2 款「総務費」第 1 項「総務管理費」第 13 目「油谷支所費」事業コード 900「油谷支所費」として 22 万 2,000 円を増額計上しております。この度の補正予算は、年度当初の会計年度任用職員の配置替えにより報酬等が増額になったこと、又、日置支所からの説明の通り郵便料金が値上げされることから、通信運搬費を増額しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:32 —

— 再開 9:33 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議会事務局及び総務課所管について、審査を行います。なお、人事異動等に伴う人件費補正全般につきましては、総務課所管の審査対象といたします。執行部の補足説明がありましたら

お願いします。

企画総務部長 おはようございます。それでは、議会費につきましては、特に補足説明はございません。次に、総務課所管の補正予算についても、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:34 —

— 再開 9:34 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 続きまして、企画政策課の補正予算についても補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 おはようございます。それでは、補正予算書 28 ページ、29 ページ 第 2 款「総務費」第 1 項「総務管理費」第 6 目「企画費」「定住促進対策事業」433 万 4,000 円について、まず積算根拠についてお伺いいたします。

政策調整班長 空き家リフォーム助成事業費補助金については、7 月末でリフォーム補助が 5 件で 161 万円、家財撤去補助が 3 件で 30 万円の計 191 万円となっております。さらに、8 月以降の見込みで、リフォーム補助の一般世帯分これが上限 50 万円になりますけれども、これを 9 件 450 万円。子育て世帯分これが上限 75 万円になりますけど、これを 1 件 75 万円、それと家財処分補助につきまして 9 件で 90 万円。合計 19 件の 615 万円を 8 月以降分として見込みまして、今年度所要額計 806 万円から当初予算額 375 万円を差し引いた 431 万円を補正計上しているところです。

ひさなが委員 説明資料の中だったと思いますけど、成約件数の増加というのがあったと思います。その詳細についてお伺いいたします。

政策調整班長 空き家情報バンクの制度を利用して物件の売買または賃貸の契約が成立した件数ですけれども、令和 6 年度は 8 月末の時点で 13 件となっております。令和 5 年度の 1 年間の成約件数は 21 件でありましたことから、昨年度を上回るペースで推移している状況です。

ひさなが委員 はい、わかりました。SNS 等では、今、市の定住促進の取組っ

てのはすごくこう目に最近こう続いて、非常にそういった取組みが盛んだなというふうに感じているんですけれども、その取組みの中で、今からまだまだこう増えていくことってというのはこう想定されると思うんですけど、そうなった場合、この予算ってというのはどういうふうにされていくお考えなのか、お伺いいたします。

企画政策課長 委員ご案内の通り、今情報発信に力を入れておりまして、なんとか、この人口減少の中でですね、社会減の抑制につなげたいという思いでやっております。今後の増えた時の対応ということですが、移住にあたりましては、事前に相談とかヒアリングを丁寧にさせていただいております。その中で、このリフォーム等の希望等はですね、あるかないかというのをできるだけ事前に把握をして、そういった相談が増えているようであれば、また予算の補正など柔軟な対応をしてまいりたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほかご質疑はありますか。「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企画政策課所管全般についてご質疑ありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:38 —

— 再開 9:39 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 続きまして、財政課所管の補正予算については、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 それでは、歳入の第20款、第1項、第9目「地域活性化基金繰入金」について、今回190万円が計上されておりますけれども、この理由についてお伺いいたします。

財政課長 補正予算書24ページ、25ページ、歳入第16款「国庫支出金」の中で、第6目「商工費国庫補助金」、こちらの地方創生推進交付金があるんですが、そちら572万2,000円の計上でございます。このうち2次交通に関するデジ田の交付金が交付決定ございました。こちらのほうに地域活性化基金を当初予算では充当しております。この山口駅の直行バス事業分の2次交通に対する国庫補助金の交付決定が参りましたので、その分地域活性化基金の繰入金を差し引

き、ここに充当している、財源の入れ替えでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、財政課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:40 —

— 再開 9:41 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、税務課及び監理管財課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 税務課及び監理管財課所管の補足説明については特にございませ

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:41 —

— 再開 9:43 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、総合窓口課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 総合窓口課所管の補正予算につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 予算書 33 ページ、予算説明資料 1 ページ、第 2 款「総務費」、第 3 項「戸籍住民基本台帳費」、第 1 目「戸籍住民基本台帳費」、説明コード 900「戸籍住民基本台帳費」、システム改修委託料 75 万 1,000 円の財源内訳をお伺いいたします。

総合窓口課長 本事業の財源内訳につきましては、デジタル基盤改革支援補助金として、事業費全額を雑入による歳入として見込んでおります。なお、デジタル基盤改革支援補助金につきましては、国と地方公共団体が共同して運営する法人である地方公共団体情報システム機構が交付する補助金であることから、

雑入の費目として、その他財源で予算計上をしておるところでございます。

中平委員 予算説明資料のほうにある、ガバメントクラウドとは何かをご説明願います。

総合窓口課長 ガバメントクラウドにつきましては、行政機関が行政システムをクラウドサービスとして共同利用できるようにした IT 基盤になります。また地方公共団体におきましては、基幹業務システムを令和 7 年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととされております。

ひさなが委員 このシステム改修によって通常の業務に支障が出たり、窓口に来られた市民の方が待ったりだとかそういった影響はあるかないか、確認をお願いいたします。

総合窓口課長 本事業のシステム改修につきましては、戸籍情報システムをガバメントクラウドに接続するための既設ネットワーク機器の設定変更等になりますので、通常の業務に支障が出ることはございません。

中平委員 予算書は 35 ページです。第 3 款「民生費」、第 1 項「社会福祉費」、第 1 目「社会福祉総務費」、説明コード 040「国民健康保険事業特別会計繰出金」1,246 万円の減額補正された理由をお伺いいたします。

保険管理班長 減額理由といたしましては、人事異動に伴う予算調整により職員給与費等の繰出金が不用になったことから、減額補正を行うものです。

中平委員 予算書は 37 ページ、第 3 款「民生費」、第 1 項「社会福祉費」、第 7 目「老人医療費」、説明コード 020「後期高齢者医療事業特別会計繰出金」119 万 7,000 円の内訳をお伺いいたします。

保険管理班長 内訳につきましては、人事異動に伴う人件費の予算調整によるものが 103 万 9,000 円、郵券料の値上げによるものが 15 万 8,000 円、合計で 119 万 7,000 円となっているところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、総合窓口課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:48 —

— 再開 9:49 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、市民活動推進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 市民活動推進課所管の補正予算について補足説明いたします。補正予算書は、30 ページから 31 ページの第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 8 目「市民活動推進費」、第 22 節「償還金利子及び割引料」につきまして、1 万 7,000 円を計上しております。これは、令和 5 年度市民相談事業で実施しました DV 女性保護対策に関わる令和 5 年度児童虐待 DV 対策等総合支援事業費国庫補助金において、前年度 3 月末に交付決定額により補助金を収入しておりますが、実績により算定した結果、多くの補助金を収入していたことから、その返還金を計上しております。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:50 —

— 再開 9:54 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 地域福祉課所管の補正予算につきましては、補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 補正予算説明資料の 1 ページです。第 3 款「民生費」、第 3 項「生活保護費」、第 2 目「扶助費」、地方公共団体情報システム標準化対応事業 690 万 5,000 円。これについて 1 点ほど確認、質問をします。この中で、制度改正に伴うシステム改修分委託料 173 万 4,000 円というものがあります。これは、就労自立給付金のインセンティブ強化等の制度改正となっておりますけれども、それによるシステム改修となっておりますけれども、この就労自立給付金のインセンティブ強化等の制度改正とはどのようなものかということをお尋ねします。

保護班長 就労自立給付金とは、保護受給中、就労し収入認定された金額の範囲内で別途算定した額を根拠とし、継続して就労でき保護廃止に至ったときに支給する制度です。今回、10 月 1 日から就労による自立に向けた後押しとして、早期に保護が廃止された場合に、より有利になるように算定方法が改正されました。

ひさなが委員 この 690 万 5,000 円のうち、備品購入費が 214 万 5,000 円あると思います。この内容と購入先の考え方についてお伺いいたします。

保護班長 生活保護システムを標準準拠システムに移行するため、新たな仕様に対応したクライアント端末等になっております。購入先については、住民情報系基幹システムの業者を想定しており、ハードウェアだけではなく、システムとの整合性、端末への円滑な導入を考慮すると、ほかの業者では著しく困難であると考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかご質疑はありませんか。

田中委員 同じく扶助費の1,755万1,000円についてのご説明をお願いします。

地域福祉課長 扶助費の返還金についてでございます。合計で1,755万645円の内訳についてお答えさせていただきます。まず、令和5年度生活扶助費等国庫負担金が122万6,138円、次に令和5年度医療扶助費国庫負担金が1,566万2,223円、次に令和5年度介護扶助費等国庫負担金が61万6,284円、次に令和5年度生活保護適正実施推進事業国庫補助金が4万6,000円の合計1,755万645円となっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、他にご質疑はありませんか。

田中委員 予算書34ページ、第3款「民生費」、第1項「社会福祉費」、第3目「障害者福祉サービス費」、事業コード900、7,115万1,000円についての内容説明をお願いします。

障害者支援班長 内訳ですけれども、国、県の補助金となっております。障害者自立支援給付費国庫負担金が3,666万1,952円、障害児入所給付費国庫負担金が347万2,637円、障害者医療費国庫負担金643万1,579円、特別障害者手当等給付費国庫負担金9万5,355円、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金2万8,000円、地域生活支援事業費等補助金6万5,000円、障害者自立支援給付費等県費負担金1,833万976円、障害者医療費県費負担金305万5,660円、障害児入所給付費等県費負担金173万6,319円、自立支援医療費（育成医療）県費負担金16万130円、市町地域生活支援事業費等補助金4万6,000円、高額療養費カク福支給過払金106万6,884円で、計7,115万492円の内訳というふうになっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、他にご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、地域福祉課所管全般についてご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質問もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:02 —

— 再開 10:03 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、高齢福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 高齢福祉課所管の補正予算につきましては、補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:03 —

— 再開 10:03 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 子育て支援課所管の補正予算につきまして補足説明いたします。補正予算書 36 ページから 39 ページの第 3 款「民生費」第 2 項「児童福祉費」第 4 目「保育園費」説明コード 015 の「公立保育所運営費」のうち、39 ページに第 17 節「備品購入費」として 205 万 9,000 円を計上しております。これは、みのり保育園におきまして平成 19 年 4 月の開園から使用しております給食調理用の大量調理に欠かせないチームコンベクションオーブンについて、老朽化により不調をきたしていることから、更新する経費を計上したものです。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 すいません。今、部長の補足説明の備品購入費、これの算出根拠をお伺いいたします。

保育班長 施設備品みのり保育園において給食の調理に使用するスチームコンベクションオーブンですが、今回見積もっている内容としましては、備品本体が 164 万 2,500 円、専用架台が 12 万 9,000 円、運搬ガス給水排水続接続費が 8 万円、既存品撤去処分費が 2 万円、消費税 18 万 7,500 円となっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければほかご質疑はありませんか。今一度、子育て支援課所管全般について、ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替え

のため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:06 —

— 再開 10:07 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、健康増進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 健康増進課所管の補正予算につきましては、補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 お疲れさまです。補正予算説明資料の 2 ページ第 4 款「衛生費」第 1 項「保険衛生費」で第 3 目「健康増進事業費」このうち 900 の「健康増進事業費」でですね、「後期高齢者心電図検査事業」について何点か質問をしたいと思います。これ 453 万 4,000 円ほど事業費新規で上がっておりますけれども、これは、この今回の ACS のカテーテル治療の縮小の関係でこういう対応されたってということだと思っておりますけれども、これ後期高齢者健診の中で心電図検査を追加されるということですが、これまでこの心電図検査がなかった理由について、まずは課長にお尋ねしたいと思っております。

健康増進課長 これまでのところですね。後期高齢者健診の中でメニューとしてございませんでした。それで、今まではその心電図検査につきましては実施がなかったということでございます。

綾城委員 無かった理由はわかりますか。

健康増進課主幹 後期高齢者の健康診査につきましては、山口県の広域連合組合のほうで実施しております。そちらのほうで、問診、検診、検査等で必要な方にセレクトでっていう実施方法もありますが、山口県については心電図は取り組んでいなかったという状況で、本市でも実施しておりません。

綾城委員 はい、わかりました。で、この心電図検査を導入されるってことで、この導入することによる効果についてお尋ねいたします。

健康増進課主幹 特定健康診査については、すでに心電図検査を実施しているところでもあります。高齢に伴いまして、心電図の異常っていうのは発見しやすいところではありますが、それを早期に発見することによって、心臓疾患の予防、それから心臓疾患によって脳梗塞等起こす可能性も高くなっていると言われておりますので、脳梗塞、心筋梗塞等の循環器疾患の予防として効果があると考えております。

綾城委員 それと、これ後期高齢者に限定されている理由についてお尋ねしま

す。

健康増進課長 後期高齢者が今回対象とさせていただいておりますけれども、64歳以下の健診につきましてはですね、国保のほうの健診の中でメニューとしてございますので、今回は後期高齢者医療被保険者を対象としたところです。

綾城委員 はい、わかりました。で、これはいつの検査から導入されるのか、お尋ねします。

管理班長 周知等もこれからする予定でございますので、一応11月を実施開始の予定としております。

綾城委員 わかりました。で、これはあれですか、心電図、やっぱりその心電図検査の効果があるっていうことは、早期発見、どうしてもその縮小なんていうかな、対応にちょっと時間かかるので、早期発見をすることによって救命率を上げていきたいということだと思いますけれども、これはあの例えばこう医師会等からの要望があったりしての対応なのかということをお尋ねします、

健康増進課長 今、委員さんお話ございました医師会からの進言というところがですね、ご存じだと思いますけれども、7月に市内の救急医療に携わる医療従事者をもって構成いたします長門市救急医療対策協議会において今後の対策を協議を行ったところ、発症からなるべく早期の対応が何より寛容でありまして、迅速な救急搬送や高度医療機関への転送搬送時の連携強化へのあのご意見をいただきました。それに合わせてですね、今後、循環器疾患の予防や早期発見への取り組みをしっかりと行っていくということを確認しておりますので、この度、後期高齢者医療保険被保険者を対象とした心電図検査を実施することとしたところでございます。

綾城委員 わかりました。最後1点です。これ、一般財源、全額一般財源が当てられてますけれども、これ、国の支援メニューが対象ではないのかということ、最後確認したいと思います。

健康増進課長 心電図検査につきましては、国、県等の助成補助ということはありません。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

中平委員 まず、対象者数をお伺いいたします。

管理班長 検査対象を後期高齢者医療被保険者としておりますことから、直近の被保険者数約7,900人に対してご案内等お送りいたしますが、昨年度までの後期高齢者の健診率から、そのうちの約30%が受診されるものとして約2,400人を対象人数と見込んで検査費用を予算化しております。

中平委員 この心電図検査もどこの医院でもできるとは、できるわけではないと思いますが、この市内での医院は限られてるのか。で、受診できる医院の数等がわかりましたらお伺いいたします。

管理班長 現在、市内で後期高齢者の健診をお受けいただいておりますすべての個別健診実施医療機関、市内では各地区で18機関ございますが、こちらで心電図検査が可能でございます。この医療機関で今年度の後期高齢者健診をこれから受診される方は、併せて検査を受けていただくことができます。また、既に健診を済まされている方も、お近くの個別健診実施医療機関で検査をすることが可能でございます。

中平委員 この心電図検査を追加するに至って、受診者にですね、追加の申請負担等があるのかをお伺いいたします。

管理班長 後期高齢者健診の自己負担額は500円でございますが、心電図検査開始後に後期高齢者健診を受診される場合、心電図検査の費用を追加で徴収することはございません。また、今年度すでに後期高齢者健診を受診された方が心電図検査を受けられる場合も無料となります。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

綾城委員 ごめんなさい、1点聞き忘れておりました。これ受診の、だから検査結果を発送・郵送されるっていうことで予算上がっておりますけれども、これ例えば、よくがん検診とかではありますけれども、病院のこう受診勧奨、例えば、その発送はするけれども、その後のこう検査を、その心電図にちょっと異常があるよと見た時に、その後こうちゃんと病院に行ってるかどうかとかっていうののこう受診勧奨というか、そういったことはされるんですか。

健康増進課主幹 健診後の受診勧奨につきましては、やはり心電図検査の後の治療が必要だということになりますので、受診勧奨それから経過については確認していきたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほかご質疑はありませんか。

中平委員 予算説明資料40ページ、41ページ第4款「衛生費」第1項「保健衛生費」第4目「感染症予防費」説明コード025「新型コロナウイルス対策事業」予算説明資料2ページでございます。事業費1億967万6,000円の財源内訳をお伺いいたします。

健康増進課長補佐 財源内訳についてお答えいたします。事業費1億967万6,000円の財源内訳につきましては、その他財源といたしまして、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金が6,889万円、一般財源が4,078万6,000円となります。この新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金は、定期接種への移行期における激変緩和措置として、各自治体で安定した接種体制を整備できるよう国から助成されるもので、接種1回あたり8,300円が助成されることから、8,300円×接種見込み者数8,300人の6,889万円をその他財源に計上しております。

中平委員 このワクチンであります、結構開発会社の種類があると思えます。で、その中でもやはり合う合わないっていうのがだいぶあるという話を聞きまして、そのワクチンの会社の選択等ができるのかをお伺いいたします。

健康増進課長補佐 この度の定期接種で用いるワクチンにつきましては、オミクロン株の新系統「JN.1系統」のワクチンとなりまして、5社が国の薬事承認を受けております。このうちのどのワクチンを使用されるかにつきましては、各医療機関のご判断になりますので、接種予約の際に医療機関にお尋ねいただければと思っております。

中平委員 それとワクチン接種後に後遺症、色々頭がぼーっとしたり味覚障害が出たり等したという話をよく聞きました。この後遺症が発生した場合に、国、県等に任すのか、それとも長門市がある程度対応するのかをお伺いいたします。

健康増進課長補佐 万が一予防接種を原因とする重篤な健康被害が起きた場合には、その後遺症が予防接種を受けたものによるものであると厚生労働大臣が認定されたときは、長門市を窓口といたしまして、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度による補償を受けることができます。

林委員 先ほど中平委員のご発言に対するご答弁の中で、医療機関がいわゆる製造メーカーというか、そういったところのワクチンを選択できる旨のご答弁があったと思うんですけど、具体的にその5社っていうのは。これまで7回接種っていうのが行われてます、本市で。私は個人的に3回目の接種で、ファイザーだったかな、でも4回目以降、ワクチンは打っていません。なぜかっていうと、3回目で非常に副反応が出て、もうちょっと懲り懲りだということで、4回目以降は受診票が来たんですけど打ってませんが、その5社っていうのは一体どこなのか、ちょっとお尋ねします。

健康増進課長補佐 5社につきましては、ファイザー、モデルナ、第一三共、武田薬品、Meiji Seika ファルマの5社でございます。

林委員 今、5社の会社名をお伺いしましたが、メッセンジャーRNAのワクチンなんですよ、ほとんどが。1つだけレプリコンワクチンを使ってるところがありますよね。どこですか。

健康増進課長補佐 レプリコンワクチンに該当するメーカーは、Meiji Seika ファルマでございます。

林委員 わかりました。これちょっと今、色々このレプリコンワクチンについては治験とか安全性とか有効性が確認されたから薬事承認を受けてるんだと思うんですけども、報道等を見ると、なかなかちょっとこの疑義が非常に個人的には持ってます。多分、ちょっとこの見解について担当課の課長、ちょっとどういう見解を持っていますか。こういう報道に接して。

健康増進課長 各方面で、このレプリコンワクチンにつきましては色々副反応

だとかそういったところの懸念が出ております。それは理解しております。ただ先ほど担当も説明いたしましたけれども、国の薬事承認を受けている。そして医師の判断でこちらのどこの会社のワクチンを使うか、そういったところも判断されるということになっておりますので、現状のところ、我々のほうは正しいそういった判断で、もちろん打たれるのは市民ですので、市民もそういう副反応だとか、効果、もちろんあるんですけども効果、そして副反応、そういったところを判断されて打っていただければという認識でおります。

林委員 その辺はやっぱり行政が国の方針に基づいて定期接種でやるわけだから、やっぱりその辺の情報も、もちろん医師と患者のインフォームドコンセントっていうか、情報交換、情報共有も大事なんですけども、行政的にもやっぱりしっかり本人がご納得の上、その受診、受診というかワクチンを接種していただければ。もちろんこれ希望者だけなので、なんですけどね。その辺よくお願いしておきます。それと、全体的に先ほど私、7回これまでワクチン接種があったと言いました。年齢構成的にも0歳から4歳、それから5歳から11歳、それから12歳以上というふうに年齢区分で接種者数と接種率の、先日表をいただいたんですけども、1回目、2回目、3回目とこう回数が増えていくにつれて接種者が減ってるっていう傾向があります。特に0歳から4歳なんていうのは、もう4回目以降はもうほとんどありません、0。12歳以上であっても、直近で言えば8,327人で、全体でいくと27.10パーセントということになってます。今回65歳以上というふうに対象者になっております。それから60歳以上、65歳未満の重症化リスクの高い方が対象になってますけれども、この接種率がだんだん、特に今回はもう本当に本人の希望でっていうことなので、もっとなんかそんなに思った以上に接種をされる方はそんなにおられないんじゃないかと。これまでの7回の接種率を見るとそう思うんですけど、その辺りの考え方を聞かせていただいて、質疑を終わります。

健康増進課長補佐 接種対象者数なんですけれども、接種対象者につきましては、新型コロナワクチンの令和5年度の秋開始接種の65歳以上の方の接種率とインフルエンザワクチンの令和4年度と令和5年度の接種率の平均値を参考にさせていただいて、対象者の60パーセントと見込んでおります。

岩藤委員 この度、このワクチン接種がB類の疾病ということで、私も調べたら季節性インフルエンザと高齢者の肺炎球菌感染症、この2種類が出てきたんですよね。これに今度この新型コロナワクチンが入るということで、この高齢者の肺炎球菌ワクチン感染症のワクチン、5年に1度だったと思うんです。この度のこのコロナワクチンに関しては、毎年接種するものであるか、そのところをちょっとお聞かせ願えたらと思います。

健康増進課長補佐 予防接種法上において、コロナワクチン接種は、今の時点で

は秋冬に1回接種というふうに予防接種法上で定められております。

岩藤委員 それでは、もう毎年接種をしていくというふうな認識でよろしいでしょうか。

健康増進課長補佐 イメージといたしましては、インフルエンザと同じイメージであろうかと思えます。

岩藤委員 わかりました。それではこの、一応受けるにしても本人の手出し等が出てくると思うんですが、その補助金 8,500 円でしたかね。言われたんですけど、本人の手出し部分と言いますか、それはどのように見込んでおられるのか、お伺いいたします。

健康増進課長補佐 自己負担金につきましては、国が示す標準の接種委託料が1万 5,300 円となっております、そのうち 8,300 円が国のほうから、この度の助成金として助成があります。それを引きまして、1万 5,000 円から助成金 8,300 円を引いた、7,000 円に健康保険法の第 74 条第 1 号参考に、乗率を 100 分の 30 といたしまして、7,000 円の 0.3 で 2,100 円を自己負担額としております。

田中委員 後期高齢者の方が対象ということで、ほとんどの方は主治医等が決まってらっしゃる方が非常に多いと思われまます。なのでワクチンはいつものお医者さんに打っていただくというのが自然の流れかと思えます。今回コロナワクチンが出てくるまで、私もインフルエンザの例えばワクチンで、何の種類を打ってるんだろうとか考えたこともなかったんです。ところが、先ほど林委員の質疑でもありましたように、今回 5 種類のワクチンの種類がそれぞれ医療機関によって違うということは、選べると。どのワクチンを打つか選べるという状況に市民がなっているっていうこと自体を後期高齢者の方は分かってらっしゃらないんじゃないかなっていう。情報の意味でなかなか疎い方もいらっしゃる場合は、広報紙とかで今回のワクチンは自分がどれを打つかを選べますと。それはそれぞれの担当医、主治医さんなどにご確認くださいというようなアナウンスをするべきではないかと思うんですが、担当課の見解をお伺いします。

健康増進課長補佐 ワクチン接種の広報につきましては、10月号の市報と、あとほっちゃテレビの文字放送、ホームページで市民の方に周知をする予定としております。10月号の広報につきましては、もう原稿のほうを提出しておりますので、ワクチンの選択についてという表記は実のところいたしておりません。今から文字放送、ホームページ等を皆さんにお示しするようになりますので、そちらのほうで、そういったワクチンの選択につきましては医療機関にご確認くださいというような表記をさせていただきたいと思っております。

田中委員 ぜひお願いしたいと思えます。そして、今質疑でもございましたので、ホームページと、これまた繰り返して広報するようなことで、5種類ありますと。

こういう会社でこういうワクチンですということを皆さんにできるだけ周知していただいて、しっかり選んでいただけるような体制を取っていただきたいと思います。答弁は結構です。お願いいたしたいと思います。

綾城委員 ごめんなさい。今答弁が——ちょっと確認です。林委員の説明では、病院がワクチンを、何を使うかを定めるってというような説明をされたと思うんです。今田中委員の質問では、市民がどのワクチンを使うか選べるって言われたと思うんですけれども、ちょっと確認なんですけど、だからその病院がこの5種類の中のどれを使うかは病院が決めると。それについて、その病院さんがどのワクチンを使ってるかっていうのは——ごめんなさい。まず、病院がこのワクチンの5種類の中のどれか一つを使うということを決めるということによろしいですか。

健康増進課長補佐 病院さんのほうが使用するワクチンについては、ワクチンの流通状況ですとか、仕入れの状況等を鑑みて、医療機関さんのほうが仕入れられますので、こちらのほうといたしましては、ここの医療機関さんが今このワクチンを使ってるよっていうことをリアルタイムで市民にお示しするのはなかなか難しいかなというふうに思っております。皆さん、予約が要るところがほとんどですし、かかりつけ医または予約をして接種をされるようになるかと思えますので、その際に自分が接種をしようかなと思われている医療機関さんがどのワクチンを使っているかっていうことを、ちょっとお尋ねいただいて、確認をしていただきたいなと思っております。

綾城委員 わかりました。やっぱり市民の方の中にもこのワクチンは使いたくないってやっぱりあるんですね。やっぱり実際に。これ行政として、病院にうちは何のワクチンを使ってますよっていうのを公開しといてもらうというか、っていうことっていうのはできるんですか。

健康増進課長 これまでファイザー、モデルナ社のときは、事前にワクチン名、そういった会社名、こういったところをお示しした上で打っていただいておりますけれども、この度からは今のところは、すいません、各医療機関に事前にお示しした上で、公表した上で、予約を受けてくださいといったところはお願いは今のところはしておりません。

綾城委員 わかりました。それはお願いできるんですか。

健康増進課長 やはり先ほども説明させていただきましたけれども、ワクチン会社の選択っていうのは医療機関のほうに委ねられておることですので、今のところは市のほうで示してくれと、そういったところは今のところはちょっと考えておらないところです。

綾城委員 わかりました。その内部的、そういうことが可能かどうかっていうことを内部で考えていただきたいなっていうのが一つ。もう一つ、病院は市民の方

から問い合わせがあったときに、うちは何を使っていますよっていうのをちゃんと
言うんですか。それは公開、なんていうか言う必要はないとか、例えばですよ。
ちゃんと言ってもらえるっていうことは確約できるんですか。

健康増進課長 ワクチン接種にあたりましては、接種の説明を医療機関のほう
から打たれる方にするとということが義務付けられておりますので、この中で、い
や、うちはどこどこの会社のワクチンですというのはお示しする必要があろう
かという認識でおります。

綾城委員 分かりました。では、課長に1点お願いです。やっぱり市民の方の中
ではそういう声がやっぱり実際にある。我々にも届いている。それが多いか少な
いかというのは別の問題として、ただ、病院さんに勿論コロナワクチンを使っ
ているんですよっていうことを、聞かなくても分かるようにしてもらうことをお
願いできないかということをお内部で検討してもらえませんか。

健康増進課長 こちらのほうで検討させていただきたいと思います。長門市医
師会のほうにも確認をいたしまして、こちらで検討させていただければと思っ
ます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、他
にご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、健康増進課所管全
般について、ご質疑はありますか。

田中委員 副市長にお尋ねいたします。今、ずっと質疑を聞いていらしたと思う
んですけれども、この段に至ってワクチン、問題が色々出てきているというふう
に認識を、皆さんしていると思います。国のほうも、コロナワクチンの後遺症に
対して予算の増額をしておられます。長門市は「市民のいのちと生活を守る」と
いう、このいのちということに関しまして、このコロナワクチン、いろんなと
ころで反響、影響、賛否を含めて色々出てきておるんですが、長門市副市長の見解、
この動きについての見解をお尋ねしたいと思います。

副市長 先ほど来、質疑をお聞きしておりまして、やはり市民の皆様はこのワク
チンに対する疑念と申しますか、懸念が多いのはよく分かりました。私も報道でし
か見ておりませんが、最近、県内でもこのワクチンによって健康被害を受
けたと、中には死に至ってしまったというケースが散見されるようになりました。
それを、もちろん厚生労働省が認定した上で、補償制度が活用されていると
いう報道も目にしております。したがって、このワクチンが決して万能ではない
と、そして今回、5社のワクチンが薬事承認を受けたと、そして一つは、先ほど
来、説明がありましたように、mRNAではないものが使われていると。そうい
ったところで、2社が今回5社に増えていったわけですので、この日進月歩の薬
事関係、色々問題が起こることがあろうと思います。その点を、行政としても
十分認識した上で、先ほどありましたように、市民に向けての周知、こういった

ところを長門市医師会としっかり議論して、ワクチン接種に臨んでいきたいというふうな所感を持っているところでございます。

吉津委員長 今一度、健康増進課所管全般についてご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質問もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:40 —

— 再開 10:41 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、生活環境課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 度々お待たせいたしました、大変申し訳ありませんでした。生活環境課所管の補正予算につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 補正予算説明資料の2ページです。第4款「衛生費」、第2項「清掃費」、第2目「塵芥処理費」、710のリサイクルセンター維持管費で、これはリサイクルセンターの手選別室のエアコンの故障ということで緊急取替工事を行ったということですが、これはあれですか、いつ故障して工事をされたんですか、お尋ねします。

廃棄物対策班長 このエアコンの故障が発生いたしましたのが、今年の2月ぐらいだったと思います。こちらの修繕を行いましたのが、5月30日契約となっております。

綾城委員 今年の2月に壊れて、契約したのが5月で、修繕工事はもう終わったということでしょうか。

廃棄物対策班長 5月に発注しまして、7月の中旬に、7月3日に工事が終了しております。

綾城委員 分かりました。2月に故障して、7月の中旬に工事完了ということですが、ちょっと時間がかかっていますけど、この時間かかった理由についてお尋ねします。

廃棄物対策班長 2月というところではございまして、3月補正予算もちょっと間に合わなかったというところもございまして、新年度予算を使いまして修繕工事を行ったというところでございます。

綾城委員 これは、今年の夏というか、6月からもうすでに暑かったという状況ですけれども、私はこれ盲点だったなと思っているんですが、これまでもそうですし、この間ですね、6月は暑くなっていますけれども、この今作業に当たられ

ている方の熱中症対策というのは、どのようにされていたのかお尋ねいたします。

生活環境課長 リサイクルセンターの手選別室の作業の中で、暑さ対策についてはスポットクーラーで対応していたというふうに聞いております。

綾城委員 分かりました。スポットクーラーはやっぱり効くんですか。効果はありますか。

生活環境課長 当然、室内というか、外に面している、締め切りではないので、効果があるかと言えば、何と言いますか、完全に効果があるとは言えない状況ではあるんですが、スポットですから人に風を当てて、少しでも熱中症対策になるようにということで対応したというふうに聞いております。

綾城委員 分かりました。そこは手選別のところは障害者施設の方が、この手前はシルバーさんが作業をされているんだと思うんですけども、熱中症対策で例えばこまめに、水分補給はもちろんながら、休憩と言うんですかね、エアコンが効いた部屋とか、そういった対策というのは取られているんですか。

廃棄物対策班長 こちらはリサイクルセンターのほうでございまして、今シルバー人材センターのほうに選別業務等維持管理業務を委託しておりますけれども、そのシルバー人材センターのほうでも、時間を決めて適度に休憩を取ると。事務室のほうでもエアコンが、そこは個別のエアコンがございまして、そちらで休憩を取るように指示と言うか、指導と言うか、するようにはされております。

重村委員 この案件は、本当に今年みたいな暑い時期に、故障は早い時期に、2月に故障して、やはりこういう業務に当たられる方というのは1番、末端で現場で働いていただく方のやっぱり環境というのは、やっぱり気をつけないといけないと思うんですよ。行政の施設であればですね。今の話を聞いてもですね、2月に故障して確かにその年度の境目で、もうそれでは新年度予算でということでしょうけど、これは取替工事になってますよね。だから、私はこういう時期に入る前に、そのエアコンは大丈夫かって、2月にもう故障していると。で、極端に言うと、補修なら分かるんです。急にとか、部分的にこのエアコンでこの夏は乗り越えて作業してもらおうと思った矢先にイレギュラー的に故障する、これはあり得ることで、補修は分かるんだけど、これは取替工事になってますよね。だから、私はやはり2月に、もうこれは取り替えないといけないなと、修理では効かないというような状況が分かったのであれば、私はやっぱり夏に入る前にきちんと対応して作業していただく環境を整えるというのが、私は労務管理上、それは必要なことだろうと思うんですよ。多分、そのスポットクーラーあたりで作業していただいたと思うけど、やはりこれで何て言います、健康被害が出るとか、熱中症対策として、やっぱり行政サイドがこういうのを取り替えになるんだっていうのを認識していれば、やっぱり夏に入る前にきちんとするんだって

うような感覚が私は必要だと思うんですけど。修理レベルならこういうこともあるよねって私は思うんですけども、取り替えになっているから、そこら辺の認識というのが私は低いんじゃないかなっていう感覚があるんですけど、課長のほうからご答弁いただいて。

生活環境課長 委員ご指摘のとおりだと思います。製品の納期とか、そこら辺もあって、現場のほうでどういうふうに対応するかということで、今回の取り扱いになったんだというふうに認識しておりますが、今委員ご指摘のとおり、そういう労務管理と言いますか、衛生面での配慮というのは今後気を付けていきたいなというふうに思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、生活環境課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 11 時からといたします。

— 休憩 10:50 —

— 再開 11:00 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農林水産課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

経済産業部長 お疲れ様です。農林水産課所管の補正予算につきましては、補正予算書 42 ページから 47 ページの「農林水産業費」と 56 ページから 57 ページの「災害復旧費」及び予算説明資料 4 ページに記載の通りであり、補足する説明は特にございませぬ。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重廣委員 はい、お疲れでございませぬ。第 11 款「災害復旧費」第 2 項「農林水産業施設災害復旧費」第 3 目「現年漁港用施設災害復旧費」について伺います。毎年出るような感じがするんですが、まず、これ 7 月の豪雨ですよね、7 月の豪雨から今まで置いておった理由について伺いたいと思います。

農林水産課長 まずですね、7 月 3 日にこのゴミってというのが大浦・久津に入りまして、それから引き上げました。それと、その翌 7 月 20 日にもですね、ゴミが入りまして、それを引き上げて久津と大浦それぞれのいわゆる空き地と言いますか、そういったところでですね、今、保管をしております。というのが、この保管というのはですね、基本的にはやはり潮を含んだゴミでございませぬので、それをゴミ焼却、ごみ処理ということができませんので、まずそこを 2 か月は

そこに、現場に置くというのが基本的には考えられております。で、やはり 2 か月間ほどは雨風にさらしましてですね、まずそのゴミの潮を抜くということがございます。で、それで 2 か月間そういった形で置きましてですね、置くって言っても、基本的にただ単に放置をするわけではなくて、きちんとですね、管理をしながら置いておくという形でございます。で、それから処理をするという形になります。

重廣委員 今年も雨も少なかったですから、塩分が果たして抜けてるのかと、ちょっと疑問な点がございます。それでですね、この漂着ゴミ運搬処分業務の委託料、ボリュームがですね 664.20 m³とこまめに書いてあるのに、まくって 500 万と、もう少し具体的な数字が出るのではないかと思うんですが、この委託料の算出根拠について伺いたいと思います。

設計技術班主査 積算根拠につきましては、仮置きしている漂着ゴミの積み込み運搬処分費として 500 万円を計上しております。これが積み込み 4 t ダンプトラックに 1 日 3 台、萩・長門清掃工場はなもゆまでの運搬作業ですね、1 日 3 往復として 27 日分、この積み込み運搬作業をするのに 500 万ということで積算しております。

重廣委員 27 日間、かなり距離は遠いですからね。大変だろうとは思いますが、積み込みの機械とか、機械によって金額が変わるっちゃうのは当然ご存知だと思っておりますが、で、その機械は大浦漁港も、久津漁港も同じ機械を使われるということですか。いや、きりが良すぎるんですよ、500 万ポンツというのは。それで、ちょっと不思議だなと思ってね。それと「災害復旧委託料」の 100 万についての説明を重ねてお願いいたします。

設計技術班主査 積算いたしましたところ、まず、処分費、運搬処分の合計金額で 499 万 5,100 円という積算金額になりまして、それを丸めまして 500 万円ということになっております。

水産振興班長 今後の見込み 100 万円というのは、令和 6 年度当初完了済みの業務ですけど、7 月 3 日に発生した久津漁港に漂着ゴミの業務で大体 19 万 8,000 円で、あと 7 月 20 日に発生した処分費用、久津漁港、大浦漁港の漂着ゴミ修正業務で 80 万円ということで、今後の見込みとして 100 万円を計上しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

早川委員 多分、この久津漁港とか油谷のほうが多分こうやって漂着ゴミの対策を取られてるとは思うんですけども、ほかの例えば漁協でもこういう場合があった時にはどういう、なんていうの、市に対してどういう知らせをして、どういう手順でこういう、ここまでっていうか、対処までしていただけるのか、ちょっとその流れを教えてくださいたいと思います。

農林水産課長 今、早川委員言われたようにですね、やはり今ちょっと油谷湾を中心に最近ゴミが多くございますが、これまでも仙崎・通、そういったところでもですね、ゴミは入っております。で、そういった場合は、各漁協の各支店ですね、支店の支店長並びに運営委員長の方々から市のほうに連絡をいただきまして、それから市のほうで担当が現場を確認に行きます。で、現場を確認しまして、これは早急に撤去が必要っていうふうな判断いたしましてですね。で、それから漁協のほうにお願いして、各漁協の漁師さんですね、の方々にもご協力をいただいてゴミ集めをしまして、要は陸に揚げるという作業をいたします。で、その陸に揚げたのちですね、先ほど申しましたように、業者さんをお願いしてまたこの処分をしていただくというところがございますが、陸に揚げる時も業者さんのほうにお願いいたしまして、先ほど、今、水産振興班長のほうからもありましたようにですね。その撤去費用で、今当初予算で 100 万円で、今回それを全部使い切ったわけですが、そういった予算でそういった撤去費用、そういったものを対応しているというところがございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、はかご質疑はありませんか。今一度、農林水産課所管全般についてご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:07 —

— 再開 11:07 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

経済産業部長 それでは、産業政策課所管の補正予算につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書では、46 ページから 47 ページの第 7 款「商工費」第 1 項「商工費」説明コード 025 の「地域公共交通推進事業」としまして 747 万 5,000 円を追加計上しております。これは、AI アプリを活用しましたデマンド交通運行システムを導入し、アプリからの予約を可能にすることで利用者の利便性向上を図るとともに、利用者の乗降傾向や運行経路等を把握し、最適な運行区域の設定でありましたり、運行ダイヤ等を効率化させまして、持続可能な交通体系の構築につなげていくため、実証エリアを拡充して行うものがございます。次に、同款同項の説明コード 160 の「旧長門市伊上特産品販売センター解体事業」としまして 1,248 万 5,000 円を追加計上しております。本施設につきましては、今年度解体を見据えましたアスベスト調査業務を予算措置しておりましたが、施設自体の経年劣化がかなり進んでおりますことから、早期に解体したほ

うがいいと判断しまして、今回、解体に必要な予算を追加計上したものでございます。その他の内容につきましては、補正予算説明資料 3 ページに記載の通りでございます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

米弥委員 予算書 47 ページ説明資料 3 ページ第 7 款「商工費」第 1 項「商工費」第 2 目「商工業振興費」、コードナンバー25「地域公共交通推進事業」なのですが、AI デマンド交通システム実証事業の拡充に必要な予算っていうふうに聞いておりますけど、この度拡充される地域に対してですね、そのシステム利用の方法の周知をもうすでにされてるのか、また今からされる予定なのか、お尋ねいたします。

地域交通対策班長 今後、まず補正予算議決後にですね、その事業者等を決定いたしますので、その事業者と協議といたしまして、今、10 月中にですね、実証事業スタートを予定しております。で、それまでにしっかりその該当エリアの住民利用者に対しましては周知をお一緒にやってくようにしております。

米弥委員 あと、私がちょっと懸念をしてるのが、そのデマンド交通の利用者は高齢者の方が非常に多いってことでこの AI アプリを利用されるわけなんですけど、じゃあその高齢者の方がうまくそのアプリを利用できるのか、そういった形ですね、説明等もされるのか、お尋ねいたします。

地域交通対策班長 今後ですね、そのシステム事業者でありますとか、そういったアプリを導入する事業者の方にも来ていただきまして、しっかり利用される方、その該当地域の方にですね、集まるなりしていただきまして、利用方法等についてもしっかり周知をしていきたいと検討しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

ひさなが委員 エリアの拡充っていうところを部長からお話あったと思うんですけど、この詳細っていうのもちょっと教えていただけますか。

地域交通対策班長 デマンド交通でございますけども、利用者が全体的に伸びている状況ではあります。ただ、市街地区におきましては、利用者が他の地区に比べまして伸び悩んでるということでありましたので、この市街地区におけます利便性向上とですね、最適な運行区域の設定、運行ダイヤの効率化が必要であるということで、今年度、AI アプリを活用したこの運行システムを導入の実証事業を行うこととしております。当初はですね、市街地区のうち仙崎ルートの運行ルートであります市街地・青海島地区を実証エリアとして予定しておりましたけども、この事業がですね、国の共創・MaaS 実証事業に採択をされたことから、湯本からのルートでもあります市街地・湯本地区も実証エリアに加えまして、より拡充した形で実証事業を行うことといたしました。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

早川委員 もう少しその仙崎地区、市街地地区からなんで、仙崎地区、そこをちょっと、もっとちょっと詳しく教えていただけないですかね。今、青海島から仙崎地区までなんですけど、仙崎地区から市街地までっていうイメージでよろしいでしょうか。

地域交通対策班長 この市街地区のデマンド交通につきましては、今、青海島の地区と市街地の地区、この二つの地区をですね、一つの運行エリアとして一つの事業者が運行しております。ですので、青海島から来る便、ルート、市街地に来る便を活用して、市街地の方をですね、仙崎から東深川の方をの利用者を乗せてですね、目的地に移動するという形を取っておりますので、それぞれ、その要は青海島と市街地区で同じルートを使ってるというふうな状況でございます。

早川委員 ごめんなさい、ちょっと、青海島から乗られた方プラス仙崎地区の方も乗れるようになるっていうことでよろしいですね。

地域交通対策班長 今現在もですね青海島のそのルートで市街地区の方が乗れるような状況であります。で、今回は、その中でも実証エリア等をこれから詳細検討いたしまして、そのエリアの方にこのアプリを活用した形でデマンド交通を利用していただくと、その実施を行うということでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

田村委員 これ、当初予算にも計上されておまして、もう事業自体はやってらっしゃるんだと思うんですけど、ちょっと質問に入る前に、参考までに、これまでの実証実験についてどの程度進んでいるのか、お答えください。

地域交通対策班長 この事業につきまして、国ですね、共創・MaaS 実証事業の採択を受けましたことから国への手続きが必要となっておりますので、当初予算分も含めまして国へ交付申請と言いますか、その申請をしまして、その決定ののちにですね、この事業を開始することとなりますので、現在ではまだこのAI デマンドの実施はまだ行っておりません。

田村委員 やってないということです。で、この AI デマンド交通システムの導入ですけれども、拡充とあります。で、先ほどエリアの拡充についてご説明がありました。そもそもですね、これ当初予算の時に聞いたか聞かなかったか忘れましたが、この実証事業ってことですよ。この実証事業を行った後に、その結果を受けて本格導入されるおつもりがあるんですかね。

地域交通対策班長 本格導入するかどうかにつきましては、まず、この実証期間におきまして、一つが利用者の利便性向上につながったかどうかという点と、あと、運行事業者におきましては、運行ルートが最適化されて、経費の削減と言いますか、効率化に繋がったかどうかをですね、検証した上で、検討することになると思っております。

田村委員 このAIデマンド交通システムっていうのは、都市部利用者が多くて、それから経路がたくさんあるような都市部においては、有効な配車システムだと思うんですけども、過疎地域については、利用者も少ないですし、そのルートも、ほぼ決まった一本道とまではいかないけれども、ルートである中で、配車側で行くと、あまり効果がないのじゃないかなというふうに思います。で、あと、もう一つでいくと、なんですかね、アプリの利用については、高齢者がどうかという話も先ほどありましたけど、以前に比べて高齢者の方もスマホ持ってらっしゃいますので、その辺りはレクチャーすることでなんとかなるかなと思うんですけども、この過疎地域にどれだけの効果があるっていうふうに、ちょっと主に配車のほうでお聞きするんですけども、思ってますか、

地域交通対策班長 長門デマンド地区がありますけども、その中でもこの市街地区というところはですね、人口も比較的多い地域でありますし、いろんな市街地の行き先も様々あります。今、青海島と湯本からっていう形で2つのルートから来ておりますので、そういった意味では、このアプリのデータ等活用いたしましてルートの整理ということはできるというふうに思っております。

田村委員 なので、都市部においては有効で利用率が上がるかどうか、利用者が増えるかどうかについてその実証の目標数値があるかどうかちょっとわかりませんが、長門市みたいな過疎地域には、これ人がやっても変わらないんじゃないのっていうふうなちょっと懸念をしております。はい。で、このAIアプリ、瞬時に配車ができる、そのAIがですね、100とか1,000とかのデータをこう仕分けるわけじゃなくて、長門市ですから1桁か2桁ぐらいのなんすかね、予約についてこう判別をすると、これ人でもできるんじゃないのと思いつつなんですけども、おそらく1番効果が上がりやすいのはオンデマンドの実証事業やってる日置地区じゃないかと思うんですけど、これ日置地区が対象エリアになってないのはなんでですか。

地域交通対策班長 日置地区におきましてはですね、現在エリアの範囲とですね、要は日置地区内と、一部人丸も行きますけども、エリアが日置地区内と地区内の運行が主でありますので、ここにつきましては、まず電話によるオンデマンドですね、対応可能かと思っております。で、先ほども答弁いたしましたように、市街地区においてはですね、やっぱりちょっとルートも煩雑と言いますか、そういった形があるのと、あと利用者も現実伸びていないという状況もありますので、そこのエリアを、実証エリアとしてですね、選定したということでございます。

田村委員 現在どのぐらいですかね、3人から4人ぐらいですかね、1台あたりの利用者数がどのぐらい増えたというのは、また実証が終わりましたら報告をいただくこととしてですね、そのAIなんですけど、市民生活の利便性を高めるで

あるとか、その業務の効率化であるとかのためにデジタル技術を活用するというのは、これは推進しなければいけないと思うんですけども、この過疎地域において必要かどうかというのをまたそこで見極めていただきたいんですよ。今、それぞれの事業所に配車をしていらっしゃる方がいらっしゃると思うんですけども、そういう方の仕事をあまり効果が上がらないかもしれないこのAIの導入によって奪うということがないように頭に入れておいていただきたいんですけども、そこだけお答えを伺いたいと思います。

産業政策課長 今、委員ご指摘の点については、含めてですね当然、実証の結果については引き続き検証してまいりたいというふうに考えております。また、一方でやっぱり全体的に事業者の人材不足というところは、どこの事業者も共通の課題というところがございますので、そこについてはこのデジタル技術を活用して、オペレートする人についてもこれで対応可能であれば、そっちにシフトするという選択肢も考えるというところも一方では重要なことというふうに思いますので、その辺りも含めて実証結果についてはしっかり検証していきたいと思っております。

綾城委員 ちょっと私からは、ちょっと違った視点で1点、このAIアプリというのは、だから予約とかがスマホのアプリでできるということですよ。前に一般質問でも言ったんですけども、やっぱり耳が聞こえない方というのはやっぱり電話ができないんですよ。私は、実はこのアプリにかけてて、そういった方々の。だから今、若い方なんかはやっぱりスマホでパッパパッパやるので、そういった方もいいんだと思うんですけども、障害がある方、それは障害者福祉タクシーだけではやっぱり難しいんですよ。枚数が足りないから、48枚しかなくて。だから、その方々が今までは定時・定路線だったから、別に何時にそこに行けば来たわけですよ。だけど、今は予約をしなければいけないという状況になってしまって、やっぱり取り残されているんですよ。だから、障害のある方というのは、アプリをスマホでもう使われていますから、結構。だから、そういった方を対象にしっかり周知してほしいなと思っているんですよ。そうすると、何て言うのかな、そういう障害を持たれた方とかがアプリを使ってデマンド交通に乗るということが、実現可能になるのかなというふうにちょっと思っていて、そういったその方々にこういうものがあるんですよということをまだされていないということですけども、今後しっかりそういう団体等々を通じて、周知をしてもらいたいということ。それと、確かに高齢者の方なんかは、なかなかスマホに慣れていらっしゃる方も多。だから、高齢者はスマホ教室というのをやっていますよね、今。だから、そういったところでもしっかりとアプリの使い方とかを講習するというか、そういう障害のある方の団体等々を通じてアプリの周知と使い方、そして高齢者のスマホ教室等々を使って周知をしていくって

ということがあったほうがいいんじゃないかと思いますが、課長いかがですか。
産業政策課長 今、委員ご指摘の点については、まさしくそのとおりだなと思っておりますので、やっぱり周知については先ほど担当から説明させていただいたとおり、しっかりするんですが、そういった障害を持っている方とかについては、関係団体等にも一応紹介をかけて、しっかり周知をしていくということと、今このデマンド交通自体は登録者制度というのを取っておりますので、登録情報の中にそういった情報があれば、ピンポイントでご説明等もできる、対応ができるかなと思っておりますので、その辺りも含めて事業所としっかり対応を検討していきたいと思っております。

早川委員 先ほど田村委員もおっしゃったんですけれども、これは使われる方たちの利便性向上とか、事業者の業務改善とかというのは本当によく分かるので、進めていっていただきたいところではあるんですけれども、これを進めることで、この事業者、これを例えば委託されるであろう事業者の経営状況が悪くならないというか、ちゃんと事業は継続してできる場所の、何て言うんですか、配慮というのはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

産業政策課長 当然、これは事業の継続することを目的として、一つとしてやっているということですので、その辺りについては、利用者を増やしていくことについてはデマンド交通の維持というところにも当然つながってくると思いますので、その辺はしっかりと抑えた上で、この実証事業については展開していきたいと思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。

重村委員 それでは、第7款、第1項、第2目の「商工業振興費」、事前に説明がありました物産センターのほうの解体に関するところですか。今年度、アスベスト調査の予算が付いてました。説明でもありました。これは当然、アスベスト調査も終了して、アスベストが含んでいる、含んでいない、そこから積算された解体費用だという認識でよろしいですか。

商工振興班長 今年度の予算にアスベスト調査を計上して、6月にもう済ましております。

重村委員 本来であれば、今年調査をして、解体を前提とした調査ですから、来年度かなというニュアンスなんですけど、ここに書いてある屋根材とか壁材が飛散し、国道通行の車両等に被害を及ぼす可能性が出てきたということで、これは実際に、例えば地元の自治会であるとか道路を通行される方とか、例えば警察とか、そういったところからもご指摘があつてのことなのか、それとも独自に行政判断として、いやこれはやるべきだという、どちらなのかお尋ねします。

商工振興班長 この度、アスベスト調査をするにあたり室内を見て回ったとこ

ろ、雨漏りがひどくてとても耐えられない状況でした。警察とか通行人からの指摘はまだありませんので、行政判断として解体したいと思っております。

重村委員 はい、これも簡単にいきましょう。以前、ここは屋根材の銅板の窃盗というのがあって、これは大きく影響しているという認識なのかどうなのか。

産業政策課長 屋根材のところにつきましては、やっぱり剥がす前と剥がした後では、これは目視による確認ですが、室内に入り込む雨水の量がやはりちょっと量が変わってきたなというところは目視で確認をしておりますので、その辺りについては、やはり影響があったかというふうに考えております。

重村委員 はい、分かりました。この伊上地区というのは、市長の政策の中で今後開発をしていくという中で、本来は、私はこういう解体事業とかいうのは、しっかり公共施設の管理計画に基づいて、当初の年度できちんと予算計上するというのが私は筋道であろうというふうに思っています。しかし、緊急の対応を余儀なくされて、今回補正予算で計上されてきたと思うんですけど、市長の計画からいけば、この伊上地区の開発に、早急に極端に言うと、早く解体して開発に関する計画が進んでいくというふうな、私たちから見るとそういう認識を持つわけですよ。市長の計画の中で、早くやりたいところを解体していくと。違う側面から見れば、そういう認識にも取れないことはない。ここらあたりの見解を確認しておきたいと思えます。

産業政策課長 産業政策課としても、今委員ご指摘の伊上のアウトドア拠点の整備事業については、計画的なところは把握しておるところでございますが、ここにつきましては、それが先にあるからというところではなくて、先ほど担当から申したとおり、建物自体が経年劣化、老朽化が激しくなったことに伴い、緊急性が高いというところで今回、予算のほうを、補正のほうを要求させてもらったというところがございます。

早川委員 屋根材、銅板の売却を2月にやっていたらということだったんですけども、屋根の銅板を外したら当然漏れてくるっていうか、室内に雨漏りがするという考えは当然、何かその時にもう売る、銅板を売るところで、この何て言うんですかね、2月の段階の前に解体とかという考えはなかったんですか。

商工振興班長 銅板の下にも屋根材、ルーフィング材が張ってありましたので、すぐすぐその雨が染み込むということはなかったんですよ。だから、実は盗難されてちょっと日が経ってて、その間でも多分雨が降っていたんですけど、そこまで酷くなかったですね。この度、全部剥がして中を見に行ったら、結構な雨水が溜まっているし、外からも入り込んでいたので、それで対応しました。

ひさなが委員 1点だけ、解体というところで、アスベスト調査で微量のアスベストが出ているというところで、今から伊上地区が開発されていく中で、やっぱ

り近隣との関わりってすごい大事になってくると思うんですけども、そういったアスベストがあることに関して、近隣の方へ、事業者や住民の方への配慮というのはどのように考えているのか、お伺いいたします。

産業政策課長 アスベスト調査の結果は、微量のアスベストが出てきたというところで、当然ここにつきましては、解体については防護措置等をしっかりした上で、周辺住民の方あるいは事業者の方には不安なところにならないようには、しっかり事業者のほうと調整というか、協議をいたしまして、現場対応はしっかりしていきたいというふうに考えております。

田村委員 すみません、一つだけ忘れていました。解体の時期と、それから解体後は、これは更地にするんですかね。この2点をお願いします。

商工振興班長 解体につきましては、予算可決後に入札手続きをして、12月中には発注して、今年度内には終わらせるつもりです。解体後については、建物の下は砂利敷きにして、周辺のアスファルトはそのままにしておくこととしております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、他にご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、産業政策課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:31 —

— 再開 11:32 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、観光政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 観光政策課の皆さん、暑い2日間、大変お疲れ様でした。それでは、補正予算書の47、48ページ、第7款「商工費」、第2項、第2目、説明コード800「観光施設等維持管理費」についてお尋ねをいたします。竹林の階段の樹勢回復という事業が入っておりますけれども、現在の竹林の階段の状況はどうなってるんでしょうか。

施設管理班長 現在の竹林の階段の状況でございますけれども、竹の生育状況に不安があったことから、昨年11月、樹木医に診断いただきまして、今年6月にも樹木医のほうからアドバイスをいただいておりますのでございます。昨年

の段階では、樹勢の衰退が見られておりましたが、今春はわずかながらですけれどもタケノコが生えており、地下茎が生育しているといったところが確認されております。

田村委員 6月に評価委員会でもこの点を指摘をされましたけれども、評価委員会さんへのご報告と言いますか、この樹勢回復の作業によって、そういった懸念というのはもうなくなると言いますか、評価委員会さんとの今回の事業との兼ね合いについてお尋ねをいたします。

観光政策課長 評価委員会につきましては、昨年、この部分につきまして合同点検の結果として指摘を受けておるところでございます。今年度、今からこの事業、樹木医さんにしっかり見ていただいて、アドバイスをいただき、回復に向けた取組をしていくということを今後の評価委員会のほうでまた報告をしていきたいというふうに考えております。

ひさなが委員 今の竹林ですけれども49万5,000円ですかね、上がってますけど、この積算根拠をまずお伺いいたします。

施設管理班長 49万5,000円の積算根拠についてですけれども、まず敷地全体に150か所の穴を開けて改良土を投入いたします。それから、景観維持のために枯れた竹や曲がった竹などを伐採、処分することにつきまして、市内の造園業者のほうから見積もりをいただいております。

ひさなが委員 わかりました。先ほど樹木医さんに相談をされて、こういった多分、手法を選ばれたことになったと思うんですけど、これ1回やったら大体良くなっていくものなのか、それともやっぱり経過を見て、何回か行っていかなければいけないものなのかという点についてちょっとお伺いします。

施設管理班長 今回、大規模に土壌改良を行いますので、継続してこのような土壌改良を行う必要はないと考えておりますけれども、いずれにせよ、経過観察をしながら樹木医の意見をいただきながら、今後も適切な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

ひさなが委員 わかりました。先ほどから出てきているこの樹木医さんっていうのは、これ相談をいつも無料で受けてもらって、これからも無料でアドバイスをもらえたりするようなものなんですか。

観光政策課長 山口県樹木医会というところがございまして、こちらのほうに相談をしております。この近くの樹木医さんをご紹介いただきまして、色々とお相談をしておりますけれども、特に費用というものについてはかかっておりません。

綾城委員 改めて確認です。この竹の成長が悪いということなんですけど、この理由についてお尋ねします。なんで成長が悪いのか。

施設管理班長 今のところ、土の栄養が足りていないといったところになろう

かと思えます。

綾城委員 なんて言うんだらう、あそこ結構勾配がついてますよね。勾配って言うのは、影響はないんですか。竹の成長に。

施設管理班長 おっしゃられるとおり、勾配がかなりありますので、水をやっぱり含む、下のほうは水も足りてるんですけども、上のほうは水が足りてない状況ですので、その辺は灌水することによって、水をやることで補っております。水を撒くことですね。雨の水だけでなく、上のほうにどンドン水を足してやるというか、ということで補っております。今回成長してない原因としましては、先ほども申しましたけれども、土の状況が今よろしくないといったところです。

綾城委員 あれですか、だから最初から土地の状況が良くないってことですか。よく私がわかってないのは、栄養分とかも全部水と一緒に下流に流れていっちゃってるのかなど。結局、雨が降って、あそこ芝生もなかなか育たないじゃないですか。雁木広場のほうもですね。それはやっぱり下に全部流れていくから、傾斜があるから。だから、その土壌改良して、本当にそれが改善されるのかなどと思って。その辺はなんか問題ないんですか。

観光政策課長 今ちょっと班長のほうもお答えをしましたがけれども、基本的には私どももその竹の生育についてというものに関しては非常に知識がなくて、樹木匠さんにもそれで相談をさせていただいたというところです。先ほどちょっとありました、傾斜地であるので、傾斜上部のほうは土壌水分を維持することが難しいというところ。傾斜が下がるほど比較的水分が維持できる状態だということで、常時灌水、散水ですよ、水をやるっていう作業をすれば、その部分については特に問題はないだろうと。その診断された中で、土壌改良がやはり1番の原因じゃないかというふうに指導いただきましたので、今回は土壌改良をしていこうというところで予算を計上させていただいてるところでございます。

綾城委員 わかりました。散水をされてるっていうのはあれですか。人海ですか。それとも機械がそういう設備になってるんですか、散水してる。人がやってるのか、機械が散水しているのか。

施設管理班長 人海でやっております。

綾城委員 わかりました。人海で散水は追いつくんですか。

観光政策課長 こちらの維持と言いますか、維持管理というか通常の部分につきましては、長門湯本のオソト活用協議会さんが今されているところです。今回、当然樹木匠さんからのアドバイスをいただきますので、どのぐらいの量が必要なのか、いつ頃の時期にそういった散水が必要なのかということも含めて、当然それ以外にも草刈りでありますとか、シカの対策であるとか、そういったところもしていただいておりますので、同様な形でこれからお願いをしたいかなというふうに思っています。

綾城委員 わかりました。じゃあ私から最後、1点です。これ緑地管理等委託料ってなってますけれども、これなんか、まち株か何かに委託されてやるとか、そういう意味の委託ですか。

施設管理班長 市内の造園業者に委託を考えております。

林委員 今のずっとご質問を聞いてて、樹木医に相談するっていうのは当然わかるんですけど、ここを整備した業者さん、この竹林の階段を整備した業者の方は、どういう見解を持ってるんですか。

観光政策課長 植栽をされた業者さんには特にご相談とかはしていません。

林委員 してない。だから、その業者さんも当然そのプロフェッショナルで、そういった知識を持ってる方がやられてると思うんですけど、そういったことで、やっぱり今そういった生育状況が悪くなってるってことは、情報は共有しとったほうがいいんじゃないの。これ、今後のことも含めて。いやいや、そこを作らせたらもうそのまんまで、あとは生育状況が悪くなったら樹木医に相談するとかっていうそういうシステムではなくて、ちゃんと施工業者さんともそういうお話をすべきじゃないの、一般論として。

観光スポーツ文化部長 確定の話ではないんですけど、あそこを整備して大分年数が経っております。5年ぐらい経ってると思うんですけども、当初はやっぱり生育が少し悪いときは多分業者さんとやり取りしてたと思うんですけども、保証期間も過ぎてきて、だんだんもっとひどくなっていくという状況の中で、専門家にやっぱり先に聞いたほうがいいなっていうのが、我々基本的に竹なんて切るほうが目的であって、生やそうということを考えたことがないものですから、もちろん業者にもその当時聞いてたんでしょうけど、もっと生やすにはどうしたらいいかっていうことで、視点でいけば、やっぱり専門の樹木医さんに聞くべきではないかということちょっと我々の中で話していて、その中でベストな状況がやっぱり生育だろうと。そうすればやっぱり肥料だろうと、こういうことで、そうなんかって私も驚いてます。そういう状況の中で、今に至ったということです。

早川委員 そうすると今回、委託先を市内の業者さんに頼まれるわけなんですけど、決めるわけなんですけど、その業者さんは、この殺菌とか環境整備とかをこの1回だけで、1回だけの委託料っていうことになるんですか。それとも、1年間とか何年間を今後見ていただけるっていうところの委託っていうふうに考えてらっしゃるんでしょうか。

施設管理班長 今回の土壌改良につきましては、1回だけの土壌改良の作業となります。

早川委員 じゃあ1回だけ、今回だけの金額でこれですか。その後どうなっても、またそのときに対処されるっていうことですかね。毎回毎回、もしまだ生育

が悪ければ。

観光政策課長 今回の土壌改良につきましては、先ほどからちょっとお話をしていますとおり専門家の方からアドバイスをいただいて行うというものになっております。こちらにつきましても、今回大幅な改良をしますので、おそらく継続した、そういった土壌改良は必要ないだろうというふうな形でお話を伺っていますので、今回は一度限りのものというふうにして、予算を計上しているものでございます。

綾城委員 ごめんなさい。私、勘違いしてました。あれですか。今回の土壌改良の目的っていうのは、私は竹を太くしようとしてるのかなと思ったんですよ。じゃなくて、さっき竹のこと言っていましたけど、竹を増やそうとしてるんですか。今部長も言われましたけど。今回の土壌改良の目的は竹を増やすこと。本数を。

観光政策課長 今回の土壌改良につきましては、当然太くするっていう部分もありますけれども、やはり新芽を出す、タケノコを生やすっていうところが1番の大きなものだというふうに考えております。

綾城委員 ということは、あのタケノコは取ったらいけないってことですね。いや、そういうことですよ、あれ。だから本数を増やしたいんですよ、竹の。やっぱりタケノコってあれば掘るんですよ、皆さん。やっぱりね。だから、あそこのタケノコは生えてきたら取ってはいけないってことですね。ということですよ。

観光政策課長 そうですね。取るということは考えてないです。掘る、掘られるということ想定はしていませんし、そもそも掘ってはいけないのではないかなというふうに思います。

綾城委員 いずれにしても、だから竹の本数を増やしたいんだということが目的にあるってことですね。それと、今あそこの竹っていうのは、竹になんか結構種類があって、細いんですよ、基本的にあそこの竹はね。通常その辺に生えてる竹っていうのは割と太いっていうか、だけど今、担当課の見解としては、今あそこの竹の太さっていうのは、生育が悪いからこの細さなんだと思ってるのか、それとも今あそこの竹の細さっていうか、太さっていうか、これは竹の種類としては、ここが成長の限界というか、こういうものなんだっていう、どっちなんですか。あそこの竹の状況というのは。

観光政策課長 あそこに植えてあるのは孟宗竹という竹でございまして、大体その特徴としましては、長さが15メートル以上になって、直径も10センチ以上になるというふうな竹でございまして。現状そこまで大きくなっているところ、大きくなってないし、本数も増えてないというところから、今回、土壌改良等を行い、そういったものに対応していきたいというふうに思っているところでございます。

田中委員 すいません、1つだけ確認させてください。1番最初に施工されたときの造園会社さんいらっしやると思うんです。いらっしやいますよね。その途中、今までこの5年間関わった造園業者さんと今度入札をする業者さんっていうのは、入札だからまだこれからはまだ決まってないかもしれないですけど、引き続きずっと関わってらした方っていうのは同じ方ですか。

観光政策課長 今からの業者さんについては、当然今から検討していくっていうことですし、これまでに、あそこの部分で維持管理等を業者さんをお願いをしたっていうことはございませんので、基本的には1番初めに植栽をお願いした業者さんだけに、うちはこの話を伺うとすればそこなのかなっていうふうに考えています。

田中委員 1番最初に市内の方、市内かわかりませんが、業者さんがそこを作られました。その後調子が悪くなったのは、それはその市の皆さんが地元の方と一緒に試行錯誤されていて、で今回、入札で初めて、もう1回改めてプロの方が入るっていうイメージでよろしいですか、

観光政策課長 おっしゃるとおりでございます。

重廣委員 1点伺います。この竹林の整備ですよ。確かこれをされて、その後にあの上のトイレを作って、排水を平行してずっと這わせたっていうことがあったんじゃないか、図面がありました。上がる方向に向かって、右側と左側で育成が違うのか。左側ですね。あのパイプ、排水のパイプを合わせるとなると少し影響するんじゃないかっていう質問をさせてもらったんですけど、やってみないとわからんって話だったんです。竹は、今孟宗竹と言われましたよね。もう芽が出たらほとんど枯れるようなものじゃないです。今年暑かったじゃないですか。それによって竹に病気がついたのか、もしくは水を定期的にやられたけど、今までよりもちょっと回数を増やさなければ少なかったのか。おそらくその程度だろうと思うんですが、後からトイレを整備したことによる影響っていうのは、専門家じゃないから私、樹木医さんにどういうふうに言われているか伺いたいと思います。

観光政策課長 樹木医さんには現場にも何度も来ていただいておりますけれども、そういったものが上のトイレが影響しているというふうなお話は伺っておりません。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、観光政策課所管全般についてご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:52 —

— 再開 11:53 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、スポーツ文化交流課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 補正予算書 56 ページ、57 ページ、第 10 款「教育費」、第 7 項「保健体育費」、第 2 目「体育施設費」の「体育施設維持管理費」110 万円についてお伺いします。まず今回修繕する予定の箇所の現状についてお伺いいたします。

スポーツ文化交流課長 この度、油谷勤労者体育センターの屋根につきまして、東側の防水シートの剥がれが約 80 ㎡判明したために現地調査を実施しております。現在、防水シートが剥がれている状況でございまして、緊急的な対応が必要ということから補正予算を計上させていただいております。

ひさなが委員 この箇所の修繕歴についてお伺いします。

スポーツ文化交流課長 これまでの修繕歴ということになりますけれども、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて防水シートの全面張り替えを実施しているところでございます。先ほど言いました現地調査によりまして、今回剥がれた場所につきましては令和 4 年度に施行した場所というところで判明をしております。

ひさなが委員 令和 4 年度に施工した場所というところ、割と近いときにやったものが剥がれたんだなというふうにちょっと思ってます。ちなみに、この防水シートの剥離が判明した時期についてお伺いします。

スポーツ文化交流課長 時期につきましては、令和 6 年 6 月 20 日頃ということにはなるんですけれども、隣接するグラウンドの利用者の方から体育館の屋上の防水シートが剥がれているのではないかというところで報告を受けまして、すぐに 6 月 21 日に現地調査を実施し、屋上防水シートの剥離を確認しております。

ひさなが委員 この剥離の原因についてはどのように考えられていますか。

スポーツ文化交流課長 原因としましては、現地確認の際に、当時の施工業者及び建築住宅課の担当職員と確認をしております。現地確認の結果、施工不良ではなくて、また人為的なものでもないという判断から予測不能な強風ないし突風によるものということで判断をしております。

ひさなが委員 剥離の判明が令和 6 年 6 月 20 日頃で、予測不能の自然災害が原因ではないかというところですがけれども、ちなみにその強風、突風はいつ頃のも

のかっていうのはもうわかってるんですか。

スポーツ文化交流課長 公共施設の点検につきましては、公共施設点検マニュアルに基づきまして年 2 回ほど実施するようにはしているんですけども、そのマニュアルに基づいた点検が令和 6 年 1 月、2 月頃に実施をしております。そのときには、剥離は確認されておられません。6 月 20 日頃に報告で判明したわけなんですけれども、その突風の時期っていうのが、ちょっとなかなか、この突風によって剥離が起こったっていうことが特定はできておりません

ひさなが委員 今回の予算について緊急性があるというのは理解できるんですけど、令和 4 年に改修を行って、2 年ぐらいで剥がれて、その理由がいつの突風かもわからない。ただ見に行ったら工事に問題なかったのだろうっていうのは、ちょっとなかなかそれ自体の事案については、理解はちょっとし難いのかなっていうところは思ってます。今後、こういった事案がある度にまた 110 万円、まあその長さによると思うんですけど、そういった改修をまた都度都度行っていくお考えなのか、お伺いします。

スポーツ文化交流課長 屋上ということもありますので、防水シート等の剥離につきましては、躯体の耐用年数にも影響してくることもありますので、修繕対応はしっかりしていきたいなというふうに思っております。委員ご指摘のように、令和 4 年の施工箇所が今回 2 年ぐらいで剥離してしまったっていうところで、油谷勤労者体育センターは、場所的にも強風が吹くところではございます。この度の、その 2 年での剥離っていうところはしっかり教訓とさせていただきながら、施工業者にもその旨をしっかりと伝えしながら、工事にあたっていただきたいというふうには思っております。

早川委員 補正予算書の 54、55 ページ、第 10 款「教育費」、第 6 項「社会教育費」、第 6 目「文化財保護費」の 900「文化財保護費」の業務等委託料 53 万 9,000 円とあるんですけども、これの内容と委託先をお願いいたします。

スポーツ文化交流課長 業務委託の内容ですけども、国指定の大日比のナツミカン原樹の樹勢回復に向けた処置の委託料ということになります。委託先としてはこれからということになりますけれども、見積もりをいただいているのは、特定非営利活動法人である山口県樹木医会のほうから見積もりをいただきまして、予算を計上させていただいております。

早川委員 これは、その樹木医会に相談されてからそちらにっていう形の見積もりをいただいたっていうことなんですかね。この事業として業務が決定された経緯っていうのは、どういう経緯でここに上がってきたんですか。

スポーツ文化交流課長 大日比のナツミカン原樹の樹勢につきましては、どうしても年々衰退しているっていうところは確認しているところであったんですけども、この度令和 6 年 2 月に大日比のナツミカン原樹の会から原樹が年々衰

退してきているので、会のほうで樹木診断を行われた結果、土壌改良の必要性が高いという報告を受けましたので、それを受けて、市のほうにご相談をいただきました。協議の結果、例年実施はしているんですけども、追肥であったりとか薬剤散布等々で維持はしておったんですけども、抜本的な改良が必要だという判断で、この度補正を上げさせていただいております。

早川委員 あそこ、あまり観光客は来られないと思われるんですけど、結構行かれるんですよね。聞かれたり、わざわざ行かれたりされるので、こうやってすぐの対応、すぐかどうかはちょっとわからないんですけど、対応されることは本当に感謝いたします。しっかりその原樹を守っていただけたらと思います。

田中委員 ちょっと確認しますけれども、このナツミカンの原樹、個人のお宅のところにあると思うんですけども、この木がだめになってきてから、ご本人が自己負担でやらなきゃいけないのかどうかっていうこと、すごく悩まれていた時期もあったと思うんですが、今回これをやるにあたっては、その方のいくらか手出しが必要なのかどうか、ちょっと確認させてください。

スポーツ文化交流課長 先ほど言った例年の維持管理につきましては、市のほうで若干 2 分の 1 程度の補助をさせていただきながら通年の維持管理ということはさせていただいておるんですけども、今回の原樹の抜本的な土壌改良につきましては、ナツミカン原樹につきましては市が管理団体というふうに指定をされております。そういった面からも抜本的な改革については、この度市が全面的にやる必要があるということで、この度の土壌改良というか樹勢回復処置については市が責任を持ってやらさせていただきたいというふうに思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

綾城委員 課長、1 点確認です。これって土壌改良もそうなんですけど、こう、周りに木がやっぱりあるじゃないですか。で、その木が、その生い茂ってて、こう日光が当たらないというか、そういうことが邪魔になって生育が悪いっていうのが一つあるんじゃないかっていうような話も以前聞いてるんですけどね。その辺ってのはどうなんです。

スポーツ文化交流課長 この度、樹勢回復の処置の前段階としてですね、令和元年度にですね、一部掘り返して根の状況確認させていただいております。で、令和 4 年度に枝幹とかそういった部分を確認させていただいておまして、まずは根の改良が 1 番効果的であろうというところで、土壌改良をしっかりやっついこうというところの予算計上と、あと隣に石碑があるんですけども、その石碑の基礎がですね、根が伸びるのを邪魔しているんじゃないかっていうところもありまして、そこの移設はこの度していこうというふうに考えております。

早川委員 すいません、今、石碑って聞いて言われたので、移設っていうのは、

ちょっと離れた所にていうところなんですか。

スポーツ文化交流課長 申し訳ございません、具体的にちょっと知り得てないんですけども、根の成育の邪魔にならないところに動かそうという計画でございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほかご質疑はございませんか。「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、スポーツ文化交流課所管全般について、ご質疑はありますか。「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑終わります。ここで説明員入替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12:05 —

— 再開 12:05 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、教育総務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

教育部長 教育総務課所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ひさなが委員 予算書 52、53 ページ第 10 款「教育費」第 2 項「小学校費」第 1 目「学校管理費」の学校施設・設備等整備事業 540 万 1,000 円のうち、説明資料では俵山小学校の渡り廊下改修工事 205 万 7,000 円計上されておりますが、この工事がいつ、どういったスケジュールかを見込んでいるのかということと、工事中の学校生活への影響についてお伺いいたします。

教育総務課長 俵山小学校渡り廊下と改修工事のスケジュールでございますが、一応、予算が可決されましたら 10 月に入札し、1 月に竣工を予定しております。できるだけ影響の少ない冬休みに施工できればというふうに考えておりますが、この工事における児童の学校生活への影響でございますが、やはり校舎から体育館に渡る渡り廊下ってところで日常的に使用はしております。で、その期間は通行ができなくなるんですが、先ほども申しましたように、冬休みの期間にするか、今学校と調整して体育館への安全なルートっていうのももう考えてはおりますので、そういったこと、あと、音の出る工事なんかも休みの時期に行うということで、児童の学校生活への影響が極力ないように最大限配慮してまいりたいと考えております。

吉津委員長 関連必要はございませんでしょうか。「なし」と呼ぶ者あり) ほかご質問はございませんでしょうか。今一度、教育総務課所管全般についてご質疑はありますか。「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12:07 —

— 再開 12:08 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、地域連携教育推進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

教育部長 地域連携教育推進課所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を散会します。どなたもご苦

労さまでした。

— 閉会 12:09 —